

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年12月27日提出
【発行者名】	株式会社G C Iアセット・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 末永 孝彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番4号
【事務連絡者氏名】	柴山 雅彦
【電話番号】	03 - 6665 - 6950
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10(ラップ専用)
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年9月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、信託財産留保額の廃止等に伴い、記載事項の一部に変更事項がありますので、これらを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<訂正・更新後>に記載している内容は、原届出書が訂正・更新されます。

第一部【証券情報】**（４）【発行（売出）価格】****<訂正前>**

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（ ）とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

「基準価額」は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動きなどにより日々変動します。

<訂正後>

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（ ）とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（6665）6952（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

「基準価額」は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動きなどにより日々変動します。

（８）【申込取扱場所】**<訂正前>**

販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。

販売会社につきましては、下記の照会先にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

<訂正後>

販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。

販売会社につきましては、下記の照会先にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（6665）6952（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2018年9月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

<訂正後>

2018年9月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2021年12月27日 信託財産留保額の廃止

4【手数料等及び税金】

(2)【換金（解約）手数料】

<訂正前>

(略)

信託財産留保額

換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額を換金（解約）時にご負担いただきます。

信託財産留保額は、信託期間中にファンドを換金（解約）する際、換金（解約）により発生する組入資産の売却費用等を、換金（解約）を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、換金（解約）を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

<訂正後>

(略)

信託財産留保額

ありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 当ファンドの取得申込みは、販売会社において受け付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

取得申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03(3556)5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、シンガポールの銀行休業日の前営業日と同じ日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けは行いません（収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします）。

(2) (略)

(3) 当ファンドの申込価格は、購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03(3556)5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

(4)～(7) (略)

<訂正後>

(1) 当ファンドの取得申込みは、販売会社において受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

取得申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03 (6665) 6952 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス：https://www.gci.jp

原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。ただし、シンガポールの銀行休業日の前営業日と同じ日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けは行いません（収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします）。

(2) (略)

(3) 当ファンドの申込価格は、購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03 (6665) 6952 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス：https://www.gci.jp

(4)～(7) (略)

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(1)～(2) (略)

(3) 換金（解約）の価額は、換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額です。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03 (3556) 5040 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス：https://www.gci.jp

(4) (略)

(5) 信託財産留保額として、換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。

(6) 換金（解約）の代金は、受益者による換金（解約）申込受付日から起算して、原則として8営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(8) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき等は、換金（解約）申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金（解約）申込みを取り消すことがあります。これにより換金（解約）申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金（解約）申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金（解約）申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金（解約）価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金（解約）申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

<訂正後>

(1)～(2) (略)

(3) 換金（解約）の価額は、換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:バスケV10)。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(6665)6952(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:https://www.gci.jp

(4)(略)

(5)換金(解約)の代金は、受益者による換金(解約)申込受付日から起算して、原則として8営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6)信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき等は、換金(解約)申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金(解約)申込みを取り消すことがあります。これにより換金(解約)申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金(解約)申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金(解約)申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金(解約)価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金(解約)申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

(略)

基準価額の算出および公表

基準価額(1万口当たり)は、原則として毎営業日算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「バスケV10」)。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(3556)5040(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:https://www.gci.jp

<訂正後>

(略)

基準価額の算出および公表

基準価額(1万口当たり)は、原則として毎営業日算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞(朝刊)に掲載されます(略称:「バスケV10」)。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話:03(6665)6952(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス:https://www.gci.jp

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第23期事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の中間財務諸表(2021年1月1日から2021年6月30日まで)について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2019年12月31日現在)		当事業年度 (2020年12月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1			292,563		188,295
2			27		1,376
3			10,348		11,846
4	2		41,149		347
5			407,883		429,458
6			72,631		74,931
7			-		22,633
8			-		1,649
流動資産合計			824,604		730,540
固定資産					
1			54,500		47,830
(1)	1	35,528		32,737	
(2)	1	18,972		15,092	
2			10,345		7,516
(1)		10,345		7,516	
3			202,475		196,660
(1)		10,167		-	
(2)		140,519		140,519	
(3)		46,188		48,949	
(4)		3,404		4,538	
(5)		2,196		2,652	
固定資産合計			267,322		252,007
資産合計			1,091,926		982,547

区分	注記 番号	前事業年度 (2019年12月31日現在)		当事業年度 (2020年12月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1			25,940		31,419
2			54,431		66,226
3			316,513		125,816
4	2		156,536		169,143
5			3,954		5,175
6			290		290
7			7,376		25,043
8			-		1,632
流動負債合計			565,042		424,747
固定負債					
1			56		-
固定負債合計			56		-

負債合計		565,099		424,747
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		100,000		100,000
2 資本剰余金		234,067		234,067
(1) 資本準備金	125,000		125,000	
(2) その他資本剰余金	109,067		109,067	
3 利益剰余金		192,650		223,733
(1) 利益準備金	127		127	
(2) その他利益剰余金	192,522		223,605	
繰越利益剰余金	192,522		223,605	
株主資本合計		526,717		557,800
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		110		-
評価・換算差額等合計		110		-
純資産合計		526,827		557,800
負債・純資産合計		1,091,926		982,547

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			1,042,525		1,173,493
2 運用受託報酬			708,640		296,641
3 投資助言報酬			-		1,500
4 業務受託収入	1		-		64,671
営業収益合計			1,751,166		1,536,305
営業費用					
1 支払手数料	1		1,079,716		858,594
2 広告宣伝費			16,771		10,194
3 調査費			58,606		59,143
(1) 調査費		57,979		58,737	
(2) 図書費		627		405	
4 委託計算費			32,996		47,227
5 営業雑経費			11,878		10,369
(1) 通信費		3,358		3,607	
(2) 協会費		3,617		2,842	
(3) 諸会費		1,152		1,879	
(4) 諸経費		3,750		2,040	
営業費用合計			1,199,970		985,529
一般管理費					
1 給料			699,681		614,268
(1) 役員報酬		77,368		21,600	
(2) 給料・手当		499,509		441,308	
(3) 従業員賞与		28,469		50,000	
(4) 賞与引当金繰入額		-		1,419	
(5) 法定福利費		59,246		62,976	

(6) 福利厚生費		29,087		36,964	
(7) 退職金		6,000		-	
2 交際費			13,413		10,539
3 寄付金			2,000		-
4 旅費交通費			24,600		8,818
5 租税公課			1,891		808
6 不動産賃借料			55,167		59,050
7 固定資産減価償却費			11,555		11,516
8 業務委託費	1		155,433		152,994
9 諸経費			12,256		11,357
一般管理費合計			976,001		869,354
営業利益又は営業損失()			424,805		318,578

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業外収益					
1 受取配当金	1		81,452		350,306
2 受取利息			3		2
3 雑収入			953		357
営業外収益合計			82,409		350,666
営業外費用					
1 支払利息	1		758		42
2 為替差損			83		1,029
営業外費用合計			842		1,072
経常利益又は経常損失()			343,238		31,016
特別利益					
特別利益合計			-		-
特別損失					
1 投資有価証券売却損			35		47
特別損失合計			35		47
税引前当期純利益					
又は税引前当期純損失()			343,273		30,968
法人税、住民税及び事業税			300		290
過年度法人税等	2		147,589		37
過年度法人税等還付額			44,504		442
当期純利益					
又は当期純損失()			446,658		31,083

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度

(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	639,180	639,308	773,375	309	309	773,065
当期変動額											
新株の発行	100,000	100,000	-	100,000	-	-	-	200,000	-	-	200,000

減資	100,000	-	100,000	100,000	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失()	-	-	-	-	-	446,658	446,658	446,658	-	-	446,658
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	420	420	420
当期変動額合計	-	100,000	100,000	200,000	-	446,658	446,658	246,658	420	420	246,238
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	192,522	192,650	526,717	110	110	526,827

当事業年度

(自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	192,522	192,650	526,717	110	110	526,827
当期変動額											
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	31,083	31,083	31,083	-	-	31,083
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	110	110	110
当期変動額合計	-	-	-	-	-	31,083	31,083	31,083	110	110	30,972
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	223,605	223,733	557,800	-	-	557,800

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当事業年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

該当はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年12月31日現在)		当事業年度 (2020年12月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	4,884千円	建物附属設備	7,675千円
器具備品	18,256千円	器具備品	24,152千円
2 関係会社に対する資産及び負債		2 関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。		区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	
未収入金	40,761千円	未収入金	- 千円
未払費用	22,230千円	未払費用	33,360千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。	1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。
業務受託収入 - 千円	業務受託収入 64,671千円
支払手数料 633,258千円	支払手数料 382,384千円
業務委託費 3,600千円	業務委託費 3,600千円
受取配当金 81,251千円	受取配当金 350,016千円
支払利息 758千円	支払利息 42千円
2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。	2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	23,086株	23,086株	-	46,172株
合計	23,086株	23,086株	-	46,172株

(注) 普通株式の増加は、株主割当による新株の発行23,086株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	46,172株	-	-	46,172株
合計	46,172株	-	-	46,172株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2019年12月31日現在）

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	292,563	292,563	-
(2)未収入金	41,149	41,149	-
(3)未収委託者報酬	407,883	407,883	-
(4)未収運用受託報酬	72,631	72,631	-
(5)投資有価証券	10,167	10,167	-
資産計	824,395	824,395	-
(6)未払金	54,431	54,431	-
(7)未払費用	156,536	156,536	-
(8)預り金	25,940	25,940	-
(9)未払消費税等	7,376	7,376	-
(10)未払法人税等	290	290	-
負債計	244,574	244,574	-

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

(6)未払金、(7)未払費用、(8)預り金、(9)未払消費税等、(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関係会社株式（貸借対照表計上額140,519千円）は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	292,563	-	-	-
(2)未収入金	41,149	-	-	-
(3)未収委託者報酬	407,883	-	-	-

(4)未収運用受託報酬	72,631	-	-	-
(5)投資有価証券	-	-	-	10,167
合計	814,228	-	-	10,167

当事業年度(2020年12月31日現在)

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	188,295	188,295	-
(2)未収入金	347	347	-
(3)未収委託者報酬	429,458	429,458	-
(4)未収運用受託報酬	74,931	74,931	-
(5)関係会社未収金	22,633	22,633	-
(6)未収収益	1,649	1,649	-
資産計	717,317	717,317	-
(7)未払金	66,226	66,226	-
(8)関係会社未払金	125,816	125,816	-
(9)未払費用	169,143	169,143	-
(10)預り金	31,419	31,419	-
(11)未払消費税等	25,043	25,043	-
(12)未払法人税等	290	290	-
負債計	417,938	417,938	-

注1:金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、(5)関係会社未収金、(6)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)未払金、(8)関係会社未払金、(9)未払費用、(10)預り金、(11)未払消費税等、(12)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2:関係会社株式(貸借対照表計上額140,519千円)は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	188,295	-	-	-
(2)未収入金	347	-	-	-
(3)未収委託者報酬	429,458	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	74,931	-	-	-
(5)関係会社未収金	22,633	-	-	-
(6)未収収益	1,649	-	-	-
合計	717,317	-	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2019年12月31日現在)

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	10,167	10,000	167
小計	10,167	10,000	167
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	10,167	10,000	167

当事業年度(2020年12月31日現在)

該当はありません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2019年12月31日現在)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	964	-	35
合計	964	-	35

当事業年度(2020年12月31日現在)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	10,952	-	47
合計	10,952	-	47

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	1,792	2,816
繰越欠損金	147,190	154,233
その他	779	2,998
繰延税金資産小計	149,761	160,048
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	147,190	154,233
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,571	5,815
評価性引当額小計(注)1	149,761	160,048
繰延税金資産合計	-	-

繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	56	-
繰延税金負債合計	56	-
繰延税金資産の純額	56	-

(注) 1 評価性引当額が10,287千円増加しております。この増加の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	147,190	147,190
評価性引当額	-	-	-	-	-	147,190	147,190
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	154,233	154,233
評価性引当額	-	-	-	-	-	154,233	154,233
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	- %	33.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	2.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	360.6%
住民税均等割	- %	0.9%
外国子会社合算税制	- %	291.0%
評価性引当額の増減額	- %	33.2%
その他	- %	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	0.4%

前事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 関連会社に関する事項	(単位:千円)
関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	99,669
持分法を適用した場合の投資利益の金額	4,288
2. 開示対象特別目的会社に関する事項	
当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。	

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 関連会社に関する事項	(単位:千円)
関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	444,909

持分法を適用した場合の投資利益の金額 435,462

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有していません。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
1,185,691	538,934	26,540	1,751,166

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
GCI ALPHA GENERATOR	420,506

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	香港	その他	合計
1,305,352	148,456	64,671	17,825	1,536,305

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益

マルチアセット・ストラテジーファンド クラスA(適格機関投資家専用)

249,210

(関連当事者との取引)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 (千円)	自己投資、運 用リサーチ	(被所有) 直接 66.6%	役員の兼任	資金の借入(*1)	200,000	-	-
							借入の返済(*1)	200,000	-	-
							利息の支払(*1)	758	-	-
							増資の割当(*2)	133,292	-	-
その他の 関係会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市 左京区	-	資産運用に関 する研究開発	(被所有) 直接 33.4%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に関 する業務の委託(*3)	3,600	-	-
							増資の割当(*2)	66,707	-	-

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 (千米ドル)	投資運用業	(所有) 直接 100%	業務委託	助言報酬(*4)	579,047	関係会社 未払金	316,513
関連 会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シンガポ ールドル)	投資運用業	(所有) 直接 34%	業務委託	業務代行手数料 (*5)	54,211	未払費用	22,230

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(*2) 当社が行った株主割当増資を1株につき8,663円で引き受けたものであります。

(*3) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

(*4) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*5) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計 234,030

固定資産合計 65,454

流動負債合計	6,340
固定負債合計	-
純資産合計	293,144
売上高	385,512
税引前当期純利益	13,807
当期純利益	12,613

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 (千円)	自己投資、運用 リサーチ	(被所有) 直接 66.6%	役員の兼任	資金の借入(*1)	50,000	-	-
							借入の返済(*1)	50,000	-	-
							利息の支払(*1)	42	-	-
その他の 関係会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市 左京区	-	資産運用に関する 研究開発	(被所有) 直接 33.4%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に 関する業務の委託 (*2)	3,600	-	-

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 (千米ドル)	投資運用業	(所有) 直接 100%	業務委託	業務受託収入 (*3)	64,671	関係会社 未収金	22,633
							助言報酬(*4)	308,009	関係会社 未払金	125,816
関連 会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 (千シンガポ ールドル)	投資運用業	(所有) 直接 34%	業務委託	業務代行手数料 (*5)	74,375	未払費用	33,360

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(*2) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

(*3) 業務受託収入については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*4) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*5) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

		(千円)
Caygan Capital Pte. Ltd.		
流動資産合計		1,511,923
固定資産合計		66,987
流動負債合計		270,354
固定負債合計		-
純資産合計		1,308,556
売上高		2,136,946
税引前当期純利益		1,543,114
当期純利益		1,280,770

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
1株当たり純資産額	11,410円11銭	1株当たり純資産額	12,080円93銭
1株当たり当期純損失()	18,200円69銭	1株当たり当期純利益	673円21銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 526,827千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 526,827千円 普通株式の当事業年度末株式数 46,172株		1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 557,800千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 557,800千円 普通株式の当事業年度末株式数 46,172株	
1株当たり当期純損失()の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失() 446,658千円 普通株式以外に帰属する純損失() 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純損失() 446,658千円 普通株式の当期中平均株式数 24,541株		1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 31,083千円 普通株式以外に帰属する純利益 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純利益 31,083千円 普通株式の当期中平均株式数 46,172株	

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当はありません。

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2021年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			

1	現金・預金			323,235
2	前払費用			13,154
3	仮払金			18,034
4	関係会社未収金			36,476
5	未収委託者報酬			453,957
6	未収運用受託報酬			113,024
7	未収収益			2,039
8	短期差入保証金			38,152
	流動資産合計			998,074
	固定資産			
1	有形固定資産			2,495
(1)	建物附属設備	1	-	
(2)	器具備品	1	2,495	
2	無形固定資産			6,102
	ソフトウェア		6,102	
3	投資その他の資産			147,058
(1)	関係会社株式		140,519	
(2)	長期前払費用		2,000	
(3)	保険積立金		4,538	
	固定資産合計			155,655
	資産合計			1,153,730

		当中間会計期間 (2021年6月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1	預り金		11,249
2	未払金		27,028
3	関係会社未払金		109,529
4	未払費用		173,344
5	仮受金		11,223
6	未払法人税等		145
7	未払消費税等		19,404
8	賞与引当金		5,842
	流動負債合計		357,766
固定負債			
	固定負債合計		-
	負債合計		357,766
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金		100,000
2	資本剰余金		234,067
(1)	資本準備金	125,000	
(2)	その他資本剰余金	109,067	
3	利益剰余金		461,896
(1)	利益準備金	127	
(2)	その他利益剰余金	461,768	
	繰越利益剰余金	461,768	

株主資本合計		795,963
評価・換算差額等		
評価・換算差額等合計		-
純資産合計		795,963
負債・純資産合計		1,153,730

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			615,589
2 運用受託報酬			125,575
3 投資助言報酬			3,277
4 業務受託収入			72,751
営業収益合計			817,194
営業費用			
1 支払手数料			374,743
2 広告宣伝費			2,946
3 調査費			27,549
(1) 調査費		27,428	
(2) 図書費		121	
4 委託計算費			24,010
5 営業雑経費			4,172
(1) 通信費		1,940	
(2) 協会費		1,112	
(3) 諸会費		529	
(4) 諸経費		589	
営業費用合計			433,421
一般管理費			
1 給料			279,961
(1) 役員報酬		9,600	
(2) 給料・手当		218,756	
(3) 賞与引当金繰入額		3,663	
(4) 法定福利費		28,621	
(5) 福利厚生費		19,320	
2 交際費			3,288
3 旅費交通費			3,062
4 租税公課			795
5 不動産賃借料			30,048
6 固定資産減価償却費	1		8,743
7 業務委託費			73,376
8 諸経費			9,019
一般管理費合計			408,296
営業損失			24,523

		当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取配当金			308,615
2 受取利息			0
3 為替差益			531
4 雑収入			94
営業外収益合計			309,242
営業外費用			
1 雑損失			78
営業外費用合計			78
経常利益			284,640
特別利益			
特別利益合計			-
特別損失			
1 減損損失	2		46,332
特別損失合計			46,332
税引前中間純利益			238,307
法人税、住民税及び事業税			145
中間純利益			238,162

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間
(自2021年1月1日 至2021年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金		評価・換 算差額等 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	223,605	223,733	557,800	-	-	557,800
当中間期変動額											
中間純利益	-	-	-	-	-	238,162	238,162	238,162	-	-	238,162
株主資本以外の項 目の当中間期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	238,162	238,162	238,162	-	-	238,162
当中間期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	461,768	461,896	795,963	-	-	795,963

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具備品 4～15年

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社が保有する建物附属設備及び器具備品については、従来、耐用年数4～15年として減価償却を行ってまいりましたが、2021年6月17日に建物賃貸借契約を締結し、本社移転の決定をしたことに伴い、建物附属設備及び器具備品の一部について除却することが決定しました。それに伴い、当該移転にかかる固定資産の耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当中間会計期間の営業損失、経常利益及び税引前中間純利益は従来の方法と比べて、それぞれ4,284千円減少(営業損失は増加)しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当中間会計期間は貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積りの変更)

当中間会計期間において、退去時に必要とされる原状回復費用等の新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行い、従来の方法に比べて858千円を短期差入保証金(簡便法による資産除去債務残高を預け入れた敷金から除いた金額)から減算しております。その結果、当中間会計期間の営業損失、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ858千円減少(営業損失は増加)しております。

なお、この変更に伴い減損損失を計上したため、税引前中間純利益が8,327千円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2021年6月30日現在)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	12,268千円
器具備品	27,365千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日)			
1. 減価償却実施額			
有形固定資産	7,329千円		
無形固定資産	1,414千円		
2. 減損損失			
当社は、以下の遊休資産について減損損失を計上しております。			
(グルーピングの方法)			
当社は、原則的に投資運用業のみを事業としており東京本社のみで運営しているため、遊休資産を除くすべての固定資産を1グループとしてグルーピングを行っております。遊休資産は1単位としてグルーピングを行っております。			
場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区	本社	建物附属設備 器具備品 差入保証金	46,332千円
(減損損失の認識に至った経緯)			
本社移転の決定により、建物附属設備、器具備品の一部を除却することが決定しました。それに伴い、当該固定資産を遊休資産と判定しました。帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46,322千円を減損損失として特別損失に計上しております。			
その内訳は、建物附属設備28,144千円、器具備品9,861千円、差入保証金8,327千円です。			
(回収可能価額)			
回収可能価額は正味売却価額で測定し、零として算定しております。			

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2021年 1月 1日 至 2021年 6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	46,172株	-	-	46,172株
合計	46,172株	-	-	46,172株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間(2021年 6月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	323,235	323,235	-
(2)前払費用	13,154	13,154	-
(3)関係会社未収金	36,476	36,476	-
(4)未収委託者報酬	453,957	453,957	-
(5)未収運用受託報酬	113,024	113,024	-
(6)未収収益	2,039	2,039	-
資産計	941,885	941,885	-
(7)預り金	11,249	11,249	-
(8)未払金	27,028	27,028	-
(9)関係会社未払金	109,529	109,529	-
(10)未払費用	173,344	173,344	-
(11)未払法人税等	145	145	-
(12)未払消費税等	19,404	19,404	-
負債計	340,699	340,699	-

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)前払費用、(3)関係会社未収金、(4)未収委託者報酬、(5)未収運用受託報酬、(6)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)預り金、(8)未払金、(9)関係会社未払金、(10)未払費用、(11)未払法人税等、(12)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関係会社株式(中間貸借対照表計上額140,519千円)は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(2021年6月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額109,390千円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額31,129千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自2021年1月1日至2021年6月30日)

1. 関連会社に関する事項 (単位：千円)

関連会社に対する投資の金額 31,129

持分法を適用した場合の投資の金額 142,297

持分法を適用した場合の投資利益の金額 32,202

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自2021年1月1日至2021年6月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	香港	ケイマン	その他	合計
689,625	72,751	45,889	8,927	817,194

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
マルチアセット・ストラテジーファンド クラスA(適格機関投資家専用)	96,416

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	
1株当たり純資産額	17,239円09銭
1株当たり中間純利益	5,158円16銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	795,963千円
普通株式以外に帰属する純資産合計額	
該当事項はありません。	
普通株式に係る中間期末の純資産額	795,963千円
普通株式の中間期末株式数	46,172株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	238,162千円
普通株式以外に帰属する中間純利益	
該当事項はありません。	
普通株式に係る中間純利益	238,162千円
普通株式の期中平均株式数	46,172株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2021年7月1日付にて、以下のとおり借入極度額設定約定書を締結いたしました。

資金使途	運転資金
借入先	株式会社GCIキャピタル
契約日	2021年7月1日
契約期間	2021年7月1日から2022年6月30日
借入極度額	200,000千円
借入利率	年1.25%
担保	無し

独立監査人の監査報告書

2021年3月15日

株式会社G C Iアセット・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C Iアセット・マネジメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G C Iアセット・マネジメントの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月24日

株式会社G C Iアセット・マネジメント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真 太 郎
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C Iアセット・マネジメントの2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社G C Iアセット・マネジメントの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。